

# 客引き行為等の防止に関する条例改正案の骨子

---

千葉市市民局市民自治推進部地域安全課

# 1 改正の概要

- 本条例は他市の条例を参考に、令和3年9月24日より施行。  
(勧告等、罰則に関する規定は令和4年4月1日施行)
- 事業者と客引き行為者との関係が複雑化している事例を把握。  
(事業者と従業員が直接の雇用関係がないケース等が存在)
- そこで、本条例の実効性を高めるべく、悪質な事業者に対して  
事業者責任を明確化し、是正措置を取るように義務付ける目的  
で一部条例改正を行うものである。

## 2 改正の目的

### 現状の課題

- ▶ 条例施行から約3年間において、**勧告・命令等の対象は大半が客引き行為者**であり、トカゲのしっぽ切り状態で、**客引き行為への抜本的な改善には至っていない。**
- ▶ 事業者と従業員が直接の雇用関係がないケース等では、**事業者が責任逃れすることもあり、命令等を行うための実態把握をするのに時間を要する場合がある。**
- ▶ 事業者に対しては、立入調査等により、客引き行為者等へ指導している旨の言質は取れても、**その具体的な指導内容等を確認することができない。**

### 条例改正の目的

- ✓ **客引き行為を行わせ、また客引きを用いた営業をしないように事業者が取組むべき具体的な指導内容等を把握し、実施させる。**
- **客引き行為者だけではなく、違反行為を繰り返す悪質な業者に責任逃れをさせず、これまで以上に速効性・実効性のある必要な処分を実施できるようにする。**

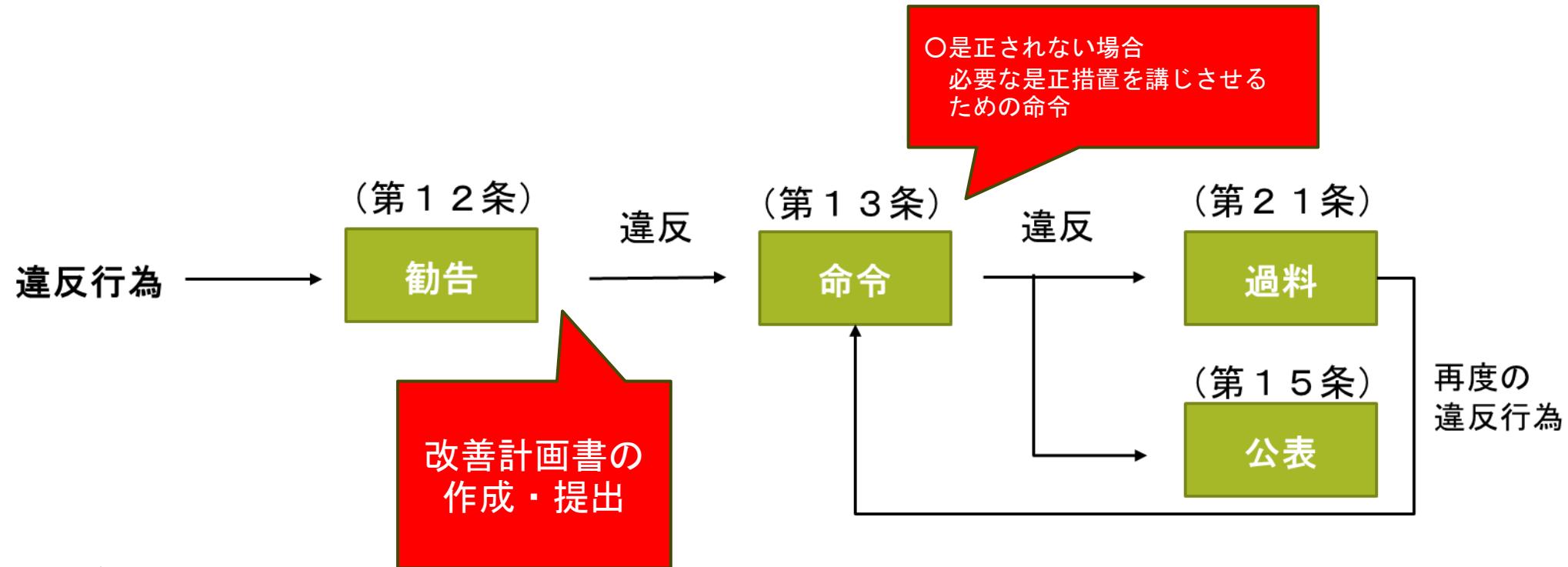
### 3 改善計画書（新設：全国初の試み）

➤ 必要があると認めるときには、事業者に改善計画書を作成させ、一定の期間を設けた上で改善計画書に沿って必要な措置を行うことを義務化

- 💡 事業者の客引き行為のは是正に向けた具体的な改善計画を把握することで、状況の改善に向けた実効性のある対処が可能となる。
- 💡 一定の期間を設けることで、慢性的ではなく、短中期的に状況の改善を図らせる。

→改善計画書を提出し一定期間経過後も客引き行為を確認した場合などには...  
「必要な是正措置を講じさせるための命令を行うことができる」こととする

## 4 改正案の想定フロー



勧告 (第12条) : 行政指導

命令 (第13条) : 行政処分

過料 (第21条) : 5万円以下

公表 (第15条) : 氏名等や店舗名を市ホームページで公表

※過料を科された者が再び違反行為をした場合は、勧告することなく命令となります。